

第1章 指針の改定に当たって

本県では、2002（平成14）年3月に「埼玉県人権施策推進指針（以下「人権指針」という。）」を策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

この人権指針では、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調において施策を推進するため、

I 「人権教育・人権啓発」、II 「相談・支援」、III 「県民、NPO*、企業等と協働した地域づくり」の3つの視点に重点をおいて、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、女性、子ども、高齢者など各人権課題を重点的に取り組むべき分野別施策として、事業を推進してまいりました。

しかし、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する女性、子ども、高齢者への虐待が増加し、また、インターネット上での名誉毀損、北朝鮮当局による拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化してきました。

行政の人権課題に対する啓発や被害の防止対策、相談・支援体制の充実など、より一層の取組の強化が求められております。

このため、人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題を踏まえ、人権指針策定後に制定された法令や計画との整合を図り、新たな人権課題へ対応するため、人権指針の改定を行います。

※ 本文中で、* を付した言葉は、「用語解説 (P41～)」に説明を掲載しています。